

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合

〈該当する 1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004 年 / 月 / 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

〈該当する 1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004 年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植花子

家族署名(自筆): 移植太郎

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

〈該当する 1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996 年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植太郎

家族署名(自筆): _____

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

〈該当する 1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970 年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植太郎

家族署名(自筆): _____

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

〈該当する 1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 眼球 その他()
- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 移植太郎

家族署名(自筆): _____

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

臓器提供意思表示カードに関する作業班報告

平成16年10月14日

臓器提供意思表示カードに関する作業班

班長 新美 育文

1 臓器移植法第6条第1項及び同条第3項においては、脳死下臓器移植の要件として、臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としており、当該意思表示を行う媒体として臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）が用意されている。

2 カードの運用に当たっては、カードの形式性にのみにとらわれるべきではなく、また、カードは本人の生存中の意思を表示する書面ではあるが、その意思を正確に確認するため、カードのみでなく他の資料を用いることがあってもよい。

3 当作業班において、臓器移植法施行後7年間におけるカードの記載不備事例を参考に、臓器提供に係る書面による意思表示の法的有効性について検討した結果は、以下のとおりである。

（1）カードの記載に不備があるものの、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断すべきであるという結論に至った事例

① カードの番号に○がなく、提供したい臓器のみに○を付けていた場合

（根拠：番号1に○はないが、提供したい臓器を○で囲んでいることから、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられ、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると考えることが適当である。）

② カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

（根拠：番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていることから、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当である。）

③ カードの番号のみに○があり、提供したい臓器に○がない場合

（根拠：提供を希望する臓器の意思表示は、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものであると考えられるため、番号1に○があることにより、脳死判定に従い、脳死後にカードに記載されている臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球）を提供するという意思表示がされていると考えることが適当である。）

(2) カードの記載に不備があるものの、一律に書面の有効性が確認できないと判断すべきではないという結論に至った事例

① カードの本人署名と家族署名の記載が逆である場合

(根拠:署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかである場合には書面の有効性が確認できるものとして取り扱うことが適当である。)

② カードの署名年月日の日付に不備がある場合及び署名年月日が未記入の場合

(根拠:カードの発行日以降にカードの記入が行われたことは自明であるので、一律に無効とはせず、カードの発行日以降に記入されたものとして取り扱うことが適当である。また、法律施行日前の日付のカードについて、法律施行日以降も所持していたことから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱うことが適当である。)

(3) カードの記載に不備があるものについて、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていることには慎重になるべきという意見と、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断すべきであると意見があった事例

① カードの番号、臓器とともに○がなく、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」等と記載された場合

「全部」と記載されていた場合については、「臓器を提供する」及び「脳死判定に従う」という意思表示が積極的に行われているとはいえないことから慎重に扱うべきという少数の意見に対し、「脳死下で臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われていると判断しても良いのではないかという意見が多数を占めた。

「全臓器提供」と記載されていた場合については、「臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われているといえるものの、「脳死判定に従う」という意思表示が積極的に行われているとはいえないという少数の意見に対し、「脳死下で臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われていると判断しても良いのではないかという意見が多数を占めた。